報告１

広島市災害廃棄物処理計画の骨子について（案）

１　計画策定の背景及び目的

⑴　本市では、平成２６年８月豪雨や平成３０年７月豪雨により多大な被害が生じたほか、過去にも多くの災害が生じている。今後、南海トラフ巨大地震等の発生も危惧されている中で、災害により発生する災害廃棄物の適正かつ迅速な処理のためには、事前に対策を講じておくことが重要である。

⑵　環境省では、全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理の経験を踏まえ、「災害廃棄物対策指針」（平成２６年３月策定、平成３０年３月改定）（以下「環境省指針」という。）を策定し、市区町村における災害廃棄物処理計画の策定を求めている。

⑶　平成２７年１１月には、平成２６年８月豪雨災害の経験を踏まえ、主に土砂災害発生時の実動マニュアルである「広島市災害廃棄物等処理マニュアル【環境局編】」を作成しているが、より総合的かつ包括的な対策を講じるためには、地震災害への対応方法や広域連携の観点なども盛り込んだ計画の策定が必要である。

⑷　広島県では、平成３０年３月に「広島県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」という。）を策定し、合わせて市町向けの災害廃棄物処理計画策定支援マニュアルを作成しているところである。

⑸　上記の状況を踏まえ、本市でも、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、環境省指針に基づき、県計画や本市地域防災計画等と整合を図りつつ、「広島市災害廃棄物処理計画」（以下「本市計画」という。）を策定する。

２　計画の位置付け（別紙１）

本市計画は、環境省指針に基づき、県計画や本市の地域防災計画等、関連計画等との整合を図り、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を図ることにより市民の生活環境を衛生的に保持し、速やかな復旧・復興を推進していくことを目的として策定する。

なお、発災後には、本市計画の処理方針等を基に、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

３　対象とする災害及び災害廃棄物（別紙２）

⑴　対象とする災害

・　地震災害：「南海トラフ巨大地震」
・　風水害：「大雨による土石流・がけ崩れ等」、「洪水による浸水（太田川）」

⑵　対象とする災害廃棄物

災害によって発生した可燃物や不燃物、津波堆積物、避難所ごみ、し尿等

４　処理体制（別紙３）

⑴　庁内の組織体制・指揮命令系統

発災後は、まず被災状況の把握に努め、関係部局との役割分担や庁外関係者からの受援を念頭に、災害廃棄物処理を行うための体制を構築する。

⑵　他自治体との連携

災害時における他自治体との相互支援については、国や県と調整・連携しつつ、平時から締結している協定や計画に基づいて行う。

また、協定等に基づく要請内容や要請方法、また、支援を受ける場合の受援体制についても、事前に整理・検討しておく。

⑶　民間事業者等との連携

災害支援に関する協定を締結している民間事業者や団体の被災状況を確認した上で、必要に応じて協力・支援を要請する。

また、災害時には、被災家屋の片付け等にボランティアが関わることが想定されるため、片付けごみの排出方法や分別区分、健康への配慮等に係る情報について、社会福祉協議会や広報部局と連携し、ボランティアに対する周知・広報を行う。

５　災害廃棄物発生量及び処理可能量等の推計方法（別紙４）

⑴　災害廃棄物発生量

災害廃棄物発生量の推計は、環境省方式により行う。

⑵　本市廃棄物処理施設における処理可能量等

本市の廃棄物処理施設における処理可能量等については、施設の稼働状況は随時変動していくことから、発災時点での処理体制や被災状況等を考慮して推計する。

６　仮置場の選定及び管理方法（別紙５）

⑴　仮置場の選定方法

仮置場の選定に当たっては、市有地リストから、被災地近辺の遊休地や造成地、公園、グラウンドなどをリストアップした上で、「仮置場評価表」の選定条件を総合的に勘案して選定する。

⑵　仮置場の管理

仮置場は、廃棄物処理法の規定を遵守しつつ、環境対策を行い適切に管理する。また、あらかじめ定めたレイアウト及び分別方法を基に、運営を行う。

仮置場の情報については、一括で管理し、関係部署で情報を共有する。

７　処理方針及び処理フロー（別紙６）

⑴　処理方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を、次のように定める。

① 安全の確保、② 衛生的な処理、③ 迅速な処理、④ 計画的な処理、⑤ 環境に配慮した処理、⑥ 再資源化の推進

⑵　処理期間

災害の規模に応じて適切な処理期間を設定する。ただし、最長でも３年以内に処理を完了することを目指す。

⑶　処理フロー

基本方針を基に、処理フローを構築する。

８　思い出の品

災害廃棄物の処理の過程で発見された思い出の品（被災者の遺留品等）については、洗浄、保管を行うとともに、展示返却会等を開催し、返却に努める。

９　計画の期間

随時見直しを行い、改定を重ねていくため、特に計画期間は設けない。

１０　今後の進め方

計画の策定については、本市の廃棄物処理事業の推進に関する重要な事項として、広島市廃棄物処理事業審議会で審議することとする。具体的なスケジュールについては、次のとおり。

平成３０年１２月　広島市廃棄物処理事業審議会へ骨子案を報告
平成３１年　３月　同審議会へ素案を報告
〃　　１０月　同審議会へ最終案を報告
〃　　１１月　閉会中常任委員会へ最終案を報告